

近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応 (緊急時活動レベルの見直し及び警戒事態解消の判断の目安等の明確化)

令和 4 年 1 月 1 2 日
原子力規制庁

1. 経緯

令和 3 年 7 月 14 日、近畿大学において、原子炉は停止中であったものの、落雷に伴う停電により原子炉制御室の操作、監視機能の喪失のおそれがあるとし、AL51（原子炉制御室等に関する異常）に該当するとの判断がなされた。これを受け、原子力規制委員会及び内閣府（原子力防災担当）は、合同の警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置し、情報収集などの対応を行った。近畿大学では、その後、施設が警戒事態に該当しない状態に移行し、安定していること等を確認したことから、警戒本部と認識を共有した後、AL51 判断の約 50 分後に警戒事態が解消された。

近畿大学における本警戒事態の発生を踏まえ、令和 3 年度第 25 回原子力規制委員会（令和 3 年 8 月 18 日）において、必要な改善を講じるよう指示があり、以下の 2 点について所要の検討を行ったことから、改善方針を諮る。

- ①相対的にリスクが小さい原子力事業所の緊急時活動レベル（EAL）
- ②警戒事態の解消に係る判断の目安及び手続きの明確化

2. 改善方針

(1) 相対的にリスクが小さい原子力事業所の EAL

近畿大学における警戒事態を踏まえ、相対的にリスクが小さい原子力事業所（IAEA のハザード分類で分類Ⅲに該当する施設のみがある事業所）について、その施設の特徴から、原子力緊急事態に至るおそれがなく、防護措置のトリガーとする必要のない EAL がないか確認した。

○近畿大学（別紙の①参照。赤枠内が見直し検討の対象）

「冷やす」に係る EAL については、原子炉の熱出力が 1W と小さく冷却機能を必要としないことから、同事業所の原子力事業者防災業務計画において「該当しない」としている。「止める」に関しては、原子炉の非常停止が必要な場合に原子炉停止機能が喪失したときを原子炉停止機能の異常（EAL11）と設定しているが、仮に原子炉を停止できなくても低い出力で安定することから、原子炉の出力を制御できないような非安全な状態に移行するおそれはないと考えられる。「閉じ込める」に関しては、外的要因等で不測の事象から炉心損傷に発展した場合を障壁の喪失（GE42）としているが、核燃料物質を金属で覆った板状の形態で取り扱っており、防護措置を要する当該事象の

発生は想定しがたい。また、「その他脅威」のうち制御室の操作、監視機能の喪失等に係る EAL51～EAL53 に関しては、上述の「止める」、「冷やす」及び「閉じ込める」に係る施設の特徴を踏まえると、これら EAL に係る機能喪失や異常が発生したとしても原子炉の出力を制御できないような非安全な状態に移行するおそれはないと考えられる。

以上のことから、「止める」及び「閉じ込める」に係る EAL 並びに「その他脅威」に係る EAL51～EAL53 は、防護措置のトリガーとして設定する必要はないと考えられる。

○東京大学（別紙の②参照。赤枠内が見直し検討の対象）

東京大学については、「その他脅威」に係る EAL として所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52)が設定されているが、既に廃止措置段階にあることを踏まえると、防護措置のトリガーとして設定する必要はないと考えられる。

○その他の施設（別紙の③～⑩参照）

近畿大学及び東京大学以外の相対的にリスクが小さい原子力事業所[※]については、「止める」、「冷やす」及び「閉じ込める」に係る EAL は設定されておらず、また、「その他脅威」に係る EAL は住民の避難を開始する必要がある事象の発生(GE55)を含む EAL55 のみであり、見直しが必要な EAL は設定されていないと考えられる。

以上を踏まえ、近畿大学と東京大学に対して、防護措置のトリガーとする必要のない EAL について、見直しの検討を求めるとしたい。

一方で、こうした施設の異常が警戒事態に該当しないことになったとしても、事故・トラブル情報として原子力規制委員会に通報される必要があることから、こうした通報が確実になされるかどうかを確認し、必要に応じて原子力規制庁のマニュアル等を見直すこととしたい。

(2) 警戒事態の解消に係る判断の目安及び手続きの明確化

近畿大学における警戒事態では、目視による原子炉停止の確認、バッテリーを用いたモニタリングポストによる監視等により施設の状態監視を継続的に実施できていたことから、警戒事態に該当しない状態に移行し、再び警戒事態に該当する状態になりがたいと判断でき、かつ、事態の収束等のための対策が十分に講じられていた。これを受け、近畿大学が警戒本部と認識を共有した後、警戒事態が解消された。

[※] 東芝エネルギーシステムズ(株)、日本原子力研究開発機構（人形峠環境技術センター）、日本原燃(株)濃縮・埋設事業所（濃縮事業部及び埋設事業部）、ニュークリア・デベロップメント(株)、日本核燃料開発(株)並びに核物質管理センター（六ヶ所保障措置センター及び東海保障措置センター）

こうした経験を踏まえ、まずは、相対的にリスクが小さい原子力事業所を対象として、施設・設備に異常が生じた場合における警戒事態の解消に係る判断の目安と手続きを以下のとおり明確化し、関係マニュアルに反映することとし、各原子力事業所において想定される目安の具体的内容については各原子力事業者に検討するよう要請したい。

○解消の判断の目安

(判断の目安)

施設・設備に異常が生じた場合、必要な対策が講じられ、異常が生じた機能の復旧又はその機能を必要としない状態となり、その状態を維持できること。

(目安の具体例)

原子力災害の発生を未然に防止するために必要な対策として、①運転の停止、②異常が生じた施設・設備の機能復旧、又は、③代替設備による異常が生じた施設・設備の機能復旧が完了し、その結果、施設は安定した状態（原子炉が停止した状態や核燃料物質の閉じ込め機能が維持された状態など原子力災害に至るおそれがない状態）を維持することができること。

○解消の判断の手続き

- ・まずは、原子力事業者から、解消の判断の目安を満足していることの説明を受ける。
- ・原子力検査官が、必要に応じて現場確認を行い、解消の判断の目安を満足していることを確認する。
- ・原子力事業者と警戒本部の双方が認識を共有した後、警戒事態の解消を判断する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対する情報提供並びに一般への公表を行う。

なお、施設・設備に異常が無いあるいは不明な場合における現状の運用として、例えば地震（震度 6 弱以上）等の自然現象が発生した場合、警報などへの対処が完了し、施設・設備に異常がないことを確認した後に警戒事態の解消を判断しているが、本件見直しに合わせて関係マニュアルへこの運用についても反映することとしたい。

3. 今後の対応

(1) EAL の見直し

今回、相対的にリスクが小さい原子力事業所のみを対象に EAL の見直しについて検討を行ったが、相対的にリスクが小さい原子力施設が他の施設（IAEA

のハザード分類で分類Ⅱに該当する試験研究炉等)と混在する事業所についても、同様の EAL の見直しを進めたい。

(2) その他施設における警戒事態の解消に係る判断の目安及び手続きの明確化

相対的にリスクが小さい原子力事業所を対象に、解消の判断の目安や解消の判断の手続きの明確化を図ったが、その他の施設（IAEA のハザード分類で分類Ⅰに該当する発電用原子炉や分類Ⅱに該当する試験研究炉等）についても、基本的な考え方は同様になるものとする。したがって、今回の検討内容を踏まえて、その他の施設についても警戒事態の解消に必要な事項の明確化を図る方向で、事業者に対して解消の判断の目安の具体の検討を求めるなど、その検討を進めたい。

上記(1)及び(2)について、速やかに検討を進め、対応方針と内容が明確にできたものから、順次、原子力規制委員会に報告することとしたい。

以上

関係マニュアル
(抜粋)

原子力災害対策マニュアル

第2 関係省庁における対応要領

第1編 事態ごとの組織・応急対策業務等

第2章 警戒事態

第3節 体制の移行

1 警戒事態が解消した場合

委員会委員長の判断により警戒事態の解消を決定した場合においては、事故警戒本部及び事故現地警戒本部を廃止する。また、関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者等に対し、その旨の情報提供を行う。指定公共機関には、原則として所管省庁から連絡を行う。

(以下、略)

原子力災害対策初動対応マニュアル

第4章 警戒事態の場合

(中略)

7. 緊急参集の縮小・解除

- ① オンサイト総括は、緊急参集チーム協議の状況及び事故警戒本部設置後に得られた情報をもとに、必要に応じて警戒事態の解除、事故警戒本部の廃止及び緊急参集指示の縮小・解除について判断し、本部長に報告する。

(以下、略)

試験研究炉のEAL(政令、通報規則の要求のあるもの)

様式		警戒事態該当連絡		10条通報			
EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	SE01	政令第4条第4項第1号 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	政令第6条第1項 敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	SE02	政令第4条第4項第2号 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	政令第6条第4項第1号 通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	SE03	政令第4条第4項第2号 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	政令第6条第4項第1号 通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	-	SE04	政令第4条第4項第3号 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	政令第6条第3項 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出
	05	-	-	SE05	政令第4条第4項第3号 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	政令第6条第3項 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出
	06	-	-	SE06	通報事象等規則第7条第2号 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	政令第6条第4項第3号 施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	-	SE11	通報事象等規則第7条第1号ホ(1) 原子炉を停止するすべての機能の喪失	-	通報事象等規則第14条ホ(1) 原子炉を停止するすべての機能の喪失、かつ、 原子炉を冷却するすべての機能の喪失
冷やす		-	-	SE21	通報事象等規則第7条第1号ホ(2) 原子炉を冷却するすべての機能の喪失		
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	SE51	通報事象等規則第7条第1号ホ(3) 原子炉制御室の操作、監視機能の喪失	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	【原災指針】原子力規制委員会委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等	SE55	通報事象等規則第7条第1号ホ(4) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	通報事象等規則第14条ホ(2) 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外 運搬	-	-	-	XSE61	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	政令第6条第3項 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	XSE62	政令第4条第4項第5号 事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	政令第6条第4項第4号 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

①近畿大学原子力研究所のEAL(令和2年9月届出防災業務計画より)

様式		警戒事態該当連絡		10条通報			
EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	SE01	敷地境界の放射線量上昇	GE01	敷地境界の放射線量上昇
	02	-	-	SE02	放射性物質通常経路放出	GE02	放射性物質通常経路放出
	03	-	-	-	-	-	-
	04	-	-	SE04	火災爆発等による放射性物質放出	GE04	火災爆発等による放射性物質放出
	05	-	-	-	-	-	-
	06	-	見直しの検討を求める範囲		-	-	-
止める	11	AL11	非常停止が必要な場合において、制御棒を挿入できず出力低下が確認できない	SE11	非常停止が必要な場合において、独立中性子吸収材を挿入できず、出力低下が確認できない	-	【該当なし】「原子炉停止機能喪失」かつ「原子炉冷却能力の喪失」
冷やす		-	【該当なし】原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	-	【該当なし】原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)	-	【該当なし】原子炉冷却機能の異常(冷却材の漏えい)
		-	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常	-	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常	-	【該当なし】停止中の原子炉に関する異常
閉じ込める		-	-	-	-	-	【該当なし】原子炉冷却機能の異常(炉心損傷の検出)
	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	GE42	障壁の喪失(炉心損傷の検出)
その他脅威	51	AL51	原子炉制御室の操作、監視機能の喪失のおそれ	SE51	原子炉制御室の操作、監視機能の喪失	-	-
	52	AL52	所内外通信連絡機能の一部喪失	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	-
	53	AL53	火災・溢水による安全機能の一部喪失	-	-	-	-
	54	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE54	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE54	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	55	-	-	-	-	-	-
	56	-	-	SE56	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE56	施設内(原子炉外)での臨界事故
事業所外 運搬	-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

②東京大学大学院工学系研究科原子力専攻のEAL(令和3年10月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報			
	警戒事態(AL)			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01 敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	見直しの検討を求める範囲			-	-	-
	止める	11	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	
	28	-	-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	
	42	-	-	-	-	-	
	43	-	-	-	-	-	
その他脅威	51	-	-	-	-	-	
	52	-	-	SE52	所内外通信連絡機能の全て喪失	-	
	53	-	-	-	-	-	
	54	-	-	-	-	-	
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55 住民の避難を開始する必要がある事象発生	
	56	-	-	-	-	-	
事業所外 運搬	-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量の上昇	XGE61 事業所外運搬での放射線量の異常上昇	
	-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

③東芝エネルギーシステムズ(株)原子力技術研究所のEAL(令和3年10月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報		
	警戒事態(AL)			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	-	敷地境界放射線量上昇	- 敷地境界放射線量上昇
	02	-	-	-	放射性物質通常経路放出	- 放射性物質通常経路放出
	03	-	-	-	-	-
	04	-	-	-	火災爆発等による放射性物質放出	- 火災爆発等による放射性物質放出
	05	-	-	-	火災爆発等による放射性物質放出	- 火災爆発等による放射性物質放出
	06	-	-	-	原子炉外での臨界のおそれ	- 原子炉外臨界
	止める	11	-	-	-	【該当なし】スクラム失敗
冷やす	-	-	-	-	【該当なし】原子炉を冷却するすべての機能の喪失	-
	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	【該当なし】制御室使用不能	-
	52	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	-	防護措置の準備・一部実施が必要な事象発生	- 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-
事業所外 運搬	-	-	-	-	事業所外運搬放射線量異常	- 事業所外運搬放射線量上昇
	-	-	-	-	事業所外運搬事故	- 事業所外運搬事故

加工施設、使用施設のEAL(政令、通報規則の要求のあるもの)

様式			10条通報				
警戒事態該当連絡			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)		
EAL区分	警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)		
放射線量 放射性物質放出	01	—	SE01	政令第4条第4項第1号 敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	政令第6条第1項 敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	SE02	政令第4条第4項第2号 通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	政令第6条第4項第1号 通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	SE03	政令第4条第4項第2号 通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	政令第6条第4項第1号 通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	SE04	政令第4条第4項第3号 火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	政令第6条第3項 火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	SE05	政令第4条第4項第3号 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	政令第6条第3項 火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	SE06	通報事象等規則第7条第2号 施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	政令第6条第4項第3号 施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	—	—	—	—	—	
冷やす	—	—	—	—	—	—	
	28	—	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	—	—	—	
	42	—	—	—	—	—	
	43	—	—	—	—	—	
その他脅威	51	—	—	—	—	—	
	52	—	—	—	—	—	
	53	—	—	—	—	—	
	54	—	—	—	—	—	
	55	—	【原災指針】原子力規制委員会委員長等が警戒本部の設置を判断した場合等	SE55	通報事象等規則第7条第1号又 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	通報事象等規則第14条又 住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	—	—	—	—	—	
事業所外 運搬	—	—	XSE61	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	政令第6条第3項 事業所外運搬での放射線量率の異常上昇	
	—	—	XSE62	政令第4条第4項第5号 事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	政令第6条第4項第4号 事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい	

④日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターのEAL(令和2年8月届出防災業務計画より)

様式			10条通報				
警戒事態該当連絡			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)		
EAL区分	警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)		
放射線量 放射性物質放出	01	—	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	
	02	—	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	
	03	—	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	
	04	—	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の放出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の異常放出	
	05	—	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の異常放出	
	06	—	SE06	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	GE06	施設内(原子炉外)での臨界事故	
止める	11	—	—	—	—	—	
冷やす	—	—	—	—	—	—	
	28	—	—	—	—	—	
閉じ込める	41	—	—	—	—	—	
	42	—	—	—	—	—	
	43	—	—	—	—	—	
その他脅威	51	—	—	—	—	—	
	52	—	—	—	—	—	
	53	—	—	—	—	—	
	54	—	—	—	—	—	
	55	—	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	GE55	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	—	—	—	—	—	
事業所外 運搬	—	—	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	
	—	—	XSE62	事業所外運搬での放射性物質漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	

⑤日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(濃縮事業部)のEAL(令和2年8月届出防災業務計画より)

様式		警戒事態該当連絡		10条通報			
EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
	05	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
	06	-	-	SE06	臨界のおそれ	GE06	臨界の発生
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

⑥日本原燃(株)濃縮・埋設事業所(埋設事業部)のEAL(令和2年8月届出防災業務計画より)

様式		警戒事態該当連絡		10条通報			
EAL区分		警戒事態(AL)		施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	SE01	敷地境界付近の放射線量の上昇	GE01	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	SE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出	GE02	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	SE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出	GE03	通常放出経路での液体放射性物質の放出
	04	-	-	SE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出	GE04	火災爆発等による管理区域外での放射線の検出
	05	-	-	SE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出	GE05	火災爆発等による管理区域外での放射性物質の検出
	06	-	-	SE06	臨界のおそれ	GE06	臨界の発生
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	SE55	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象の発生	GE55	住民の屋内退避を開始する必要がある事象の発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	XSE61	事業所外運搬での放射線量率の上昇	XGE61	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	XSE62	事業所外運搬での放射性物質の漏えい	XGE62	事業所外運搬での放射性物質の異常漏えい

⑦ニュークリア・デベロップメント株のEAL (令和2年5月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報			
	警戒事態(AL)			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	-	敷地境界付近の放射線量の上昇	-	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	-	-	-	-
	04	-	-	-	管理区域外での放射線の放出	-	管理区域外での放射線の放出
	05	-	-	-	管理区域外での放射性物質の放出	-	管理区域外での放射性物質の放出
	06	-	-	-	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	-	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	-	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	-	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	-	事業所外運搬での放射線量の上昇	-	事業所外運搬での放射線量率の上昇
	-	-	-	-	事業所外運搬での放射性物質漏えい	-	事業所外運搬での放射性物質漏えい

⑧日本核燃料開発株のEAL (令和元年7月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報			
	警戒事態(AL)			施設敷地緊急事態(SE)		全面緊急事態(GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	-	敷地境界放射線量上昇	-	敷地境界放射線量上昇
	02	-	-	-	放射性物質通常経路放出	-	放射性物質通常経路放出
	03	-	-	-	-	-	-
	04	-	-	-	火災爆発等による放射性物質放出	-	火災爆発等による放射性物質放出
	05	-	-	-	火災爆発等による放射性物質放出	-	火災爆発等による放射性物質放出
	06	-	-	-	原子炉外臨界のおそれ	-	原子炉外臨界
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	-	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	-	住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	-	事業所外運搬放射線量異常	-	事業所外運搬放射線量上昇
	-	-	-	-	事業所外運搬事故	-	事業所外運搬事故

⑨核物質管理センター六ヶ所及保障措置センターのEAL (令和元年12月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報			
	警戒事態 (AL)			施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	-	敷地境界付近の放射線量の上昇	-	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	-	-	-	-
	04	-	-	-	管理区域外での放射線の放出	-	管理区域外での放射線の放出
	05	-	-	-	管理区域外での放射性物質の放出	-	管理区域外での放射性物質の放出
	06	-	-	-	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	-	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	-	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	-	住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	-	事業所外運搬での放射線量率の上昇	-	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	-	-	-	-

⑩核物質管理センター東海保障措置センターのEAL (令和2年2月届出防災業務計画より)

様式	警戒事態該当連絡			10条通報			
	警戒事態 (AL)			施設敷地緊急事態 (SE)		全面緊急事態 (GE)	
放射線量 放射性物質放出	01	-	-	-	敷地境界付近の放射線量の上昇	-	敷地境界付近の放射線量の上昇
	02	-	-	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出	-	通常放出経路での気体放射性物質の放出
	03	-	-	-	-	-	-
	04	-	-	-	管理区域外での放射線の放出	-	管理区域外での放射線の放出
	05	-	-	-	管理区域外での放射性物質の放出	-	管理区域外での放射性物質の放出
	06	-	-	-	施設内(原子炉外)臨界事故のおそれ	-	施設内(原子炉外)での臨界事故
止める	11	-	-	-	-	-	-
冷やす	-	-	-	-	-	-	-
	28	-	-	-	-	-	-
閉じ込める	41	-	-	-	-	-	-
	42	-	-	-	-	-	-
	43	-	-	-	-	-	-
その他脅威	51	-	-	-	-	-	-
	52	-	-	-	-	-	-
	53	-	-	-	-	-	-
	54	-	-	-	-	-	-
	55	-	(原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合)	-	防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生	-	住民の避難を開始する必要がある事象発生
	56	-	-	-	-	-	-
事業所外運搬	-	-	-	-	事業所外運搬での放射線量率の上昇	-	事業所外運搬での放射線量率の異常上昇
	-	-	-	-	-	-	-